

WTO体制下のFTAと農業問題の諸相

長澤 真史（東京農業大学名誉教授）

1. はじめに

戦後日本資本主義は、工業部門主導の経済成長路線のもとで、農産物輸入自由化をひたすら進めてきたが、特に1980年代半ば以降、農業を直撃した自由化攻勢は本格化する。グローバル化時代における「新自由主義的政策」の台頭を背景としているが、欺瞞的な「開国」という言辭を弄して、農民のみならず多くの国民に不安と先行き不透明感を強いながら、この国は「総自由化路線」を突っ走ってきた。TPPから最近の日米貿易交渉にいたって、国会における政府答弁は虚偽、詭弁、ねつ造を繰り返してきた。森友・加計問題から最近の「桜を見る会」など、国民からみて耳を疑いたくなるような対応に終始し、非常に短時間の国会の議論で賛成多数で次から次への採択を強行していく。この秋の臨時国会においても日米貿易協定の議論もしかり、政治の劣化と民主主義の危機を大きく露呈したが、それに抗う対抗軸の在処を見定め、まっとうな社会形成に向けた社会運動とその理論的バックボーンを構築する作業は急務であろう。

そうしたことを意識しながら、ここでは「農産物の総自由化路線」に至る経過をたどりつつ、最近の日米貿易協定の検討を通じて、一連の動きを深部で規定している政治的経済的構造とその変化に迫ってみたい。具体的にはGATTのウルグアイ・ラウンドからWTO体制の成立、そのもとでなげゆえ二国間ないし複数国間のFTAの締結が急浮上してきたか、TPPそのものがアジアの覇権をめぐるアメリカの戦略のもとで如何なる推移をたどってきてい

るか、そして日米貿易協定をめぐって日米関係の帰趨を検討する。田代洋一氏は「TPP批判の政治経済学」を論じ、「TPPの政治学は日米安保体制、経済学は輸出依存の農業なき通商国家化」（農文協『TPP反対の大義』2010年）と規定されているが、自由化（関税削減ないし撤廃）や貿易は国家間ないしグループ化した国家群との交渉となり、単に経済的要因だけで律することはできず、政治的軍事的側面が国際関係を規定していることも近年の大きな特徴でもあろう。もとより、ここでは貿易自由化と農業問題について、政治経済的アプローチの前段的作業にすぎず、さらに「対抗軸」の議論も多少の見通しに触れるにとどまることをご了承願いたい。

2. WTO体制の成立とメガFTA時代への突入

1995年にWTO(世界貿易機関)は設立された。1986年に始まるGATT(関税と貿易の一般協定)のウルグアイ・ラウンドの交渉の妥結により、物品以外にもサービスや投資の貿易ルールを扱う国際機関として設立が決められた。2019年1月現在、164の国と地域が加盟し、合意方式は一つの国が反対すれば決定は出来ない「コンセンサス方式」をとっている。

そもそもGATTは、1929年の世界恐慌を契機に疲弊する国内産業の保護を期して対外的に高関税を課したが、これに対抗して日本、ドイツ、イギリスなどが独自の経済圏を形成し、経済のブロックが進展していく。各国の保護貿易主義の台頭による諸国の対立の激化が、その後の悲惨な第二次世界大戦を引き起こし

ていった。GATTは1947年、こうした戦争へと突き進んでいった苦い経験と反省のもとに創設された。ただし、アメリカなどが構想した国際貿易機関の設立の動きもあったが未発効に終わり、「GATTの暫定適用に関する議定書」として採択され、これを批准する国々で構成され、事務局をもって、次のような交渉を行っている。二国間ではなく多数の国で行われるので「ラウンド」と称するが、23か国で開催された1947年の第1回交渉から8回目となる1989年に開始されるウルグアイ・ラウンド（南米のウルグアイで開催されその国名を冠しており、因みに1964年に開始され62か国で開催されたラウンドは、アメリカの当時の大統領名を冠してケネディ・ラウンド、1973年は東京で開催されたので東京・ラウンドと称している）。これまでは主として工業製品の関税引き下げが議題となっていたが、1986年に始まるウルグアイ・ラウンドで農産品も対象となった。農業はそれぞれの国の気候などの自然条件や歴史的社会的条件によって多様性をもっており、工業製品のようにシンプルな貿易ルールを適用することは困難であったが、これまでのラウンドとは異なり、このウルグアイ・ラウンドでは農業も「聖域化」することなくやり玉にあげられた。アメリカ（レーガン）、イギリス（サッチャー）、日本（中曽根）など先進諸国の国家財政の危機が深刻化し、価格支持政策などの撤廃、規制緩和、民間活力論等の「新自由主義的経済政策」に転換したことが背景にあった（それまでの「大きな政府」と言われたケインズ主義的経済政策から「小さな政府」への転換）。そして先述したように批准をした国々が協定だけで結ばれ、事務局しかない不安定なGATTを国連の正式な国際機関としたWTOの設立を決めたのである。

WTOは、①世界共通の貿易ルールづくりのための交渉（交渉機能）、②各加盟国による施策の協定への整合性のモニタリング（監視機能）、③貿易紛争の解決（紛争解決）の三つの役割を有している。農業に関する協定に

ついては、①市場アクセスの改善（すべて関税化し、その関税率を引き下げること）、②国内支持の削減（生産とリンクした価格支持、貿易を歪曲する補助金の削減・抑制）、③輸出補助金の削減からなり、特に2番目の「国内支持の削減」により、国内の価格支持政策が大きく後退していく。1947年のいわば戦時立法とも言える「食糧管理法」は戦後もわが国農業の太宗である稲作について、再生産保障により国民への安定的かつ安価な米の供給を期して重要な役割を果たしてきた、しかし、この食糧法は廃止され、それに代わる「食糧法」では、徹底した市場メカニズムの導入が図られ、米以外の多くの農産物の価格支持政策が廃止されている。しかし、あくまでも「削減」であるにもかかわらず、わが政府はほぼ「撤廃」に近い措置をとってきた。欧米諸国が依然としてWTO違反とも言われる価格支持政策を残していることとは対照的に、農業協定の履行に関しては「優等生」とも言える対応に終始してきたが、そのことがわが国農業の経済的基盤を掘り崩し、農家の経営危機をもたらしていったのである。農村の高齢化、後継者不在農家の増大、耕作放棄地の増加などの深刻な問題を抱え、食料自給率もカロリーベースで過去最低の37%にまで落ち込み、農業の危機=後退局面に至っているのは、こうした自由化攻勢と価格支持政策を大きく後退させてきた農政基調の変化も見逃すことはできないであろう。

なお、GATTの条文を引き継いだWTO協定にはいくつかの重要な原則がある。まず、数量制限の一般的禁止の原則（GATT第11条）であり、「加盟国は関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設、又は維持してはならない」、そして第2に最恵国待遇（GATT第1条）であり、ある国に有利な待遇を与えた場合（例えば関税引き下げ）、他の国にも与えなければならない原則（現在ではWTO加盟国すべてに）である。そして内国民待遇（GATT第3条）であり、外国の製品にも国産品と同様の待遇を与える原則で、輸入品のみ高い

税金を課すなど不利な措置を禁止している。

のちに二国間あるいは複国間で締結されるFTA(自由貿易協定)が認められるには、最恵国待遇の例外規定に則り、貿易自由化を促進し、WTOを補完する地域統合については、「最恵国待遇」の例外として認めている(このほかに途上国対象の一般特惠、生命・健康保護のための必要な措置についての例外、安全保障例外など)。その際、FTAがGATT上許容されるには、「関税その他の制限的通商規制が…実質上すべての貿易について廃止」されていなければならない。「この実質上すべて」についてはおおよそ90%以上とされる。最近の日米貿易協定はこれをクリアしておらず、WTO違反であると指摘されているが、この点はのちほど取り上げる。

WTO農業交渉は2001年、「ドーハ・ラウンド」として開始されるが、2008年に交渉は決裂して、その後は膠着状態にある。決裂に至った要因は「先進国と開発途上国の対立」にあり、関税引き下げ交渉で恩恵を受けている農産物輸出大国でもある先進国と当時BRICSと言われた国々(ブラジル、ロシア、インド、中国)が台頭する中でアメリカと激しく対立し、交渉の妥結が容易ならざる事態に陥った。こうした中で注目すべきは、2000年、交渉開始にあたり、わが政府は「WTO農業交渉日本提案」なるものを発する。そこでは行き過ぎた貿易至上主義に対して、農業の多面的機能や食料安全保障等の「非貿易的関心事項」への配慮による「多様な農業の共存」を主張し、WTOでの実際の取り扱いとは別に当時、わが政府の交渉理念としてそれなりの評価が与えられるであろう。その後、TPPにのめり込むに至っては、そうした「配慮」を一切葬ってしまうのである。

このように決裂し、膠着状態を続けるWTOを尻目に、アメリカなどが自由貿易を旗印に進めていったのがFTAである。アメリカはNAFTA(北米自由貿易協定)、日韓FTAなど個別にしかも強引にFTAに突き進んで行き、アメリカだけではなく、アジア、ヨーロッパなど

も巻き込んだFTA(ないしEPA)が網の目のように張りめぐされたメガFTA時代に突入していく。

3. アジアの覇権をめぐるTPPとアメリカの戦略

TPP(アジア太平洋経済連携協定)とは、2006年に発効したシンガポール、ニュージーランド、ブルネイからなるFTA=P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)から始まる。この協定はAPEC(アジア太平洋経済協力会議)参加メンバーに開放され、P4協定では、物品貿易について、「原則として全品目について即時または段階的関税撤廃」としている。もう少し正確に言えば、そもそも2001年、シンガポールとニュージーランドとの協定締結(経済緊密化協定、太平洋をまたぐので協定をTPPと称し、中身は通常のFTAであるが)、これにチリとブルネイが加わった4か国は農産物や鉱物資源の輸出国、金融国家などで人口もあわせて2,600万人程度の小国の集まりであった。当時、アジアで勢力拡大を行ってきた中国に対抗する通商国家構想であり、小国がお互いモノを関税ゼロで融通しあうFTAとも言える。

また、APECでは、1994年、ボゴール(インドネシア)で開催された首脳会議において、「APEC経済首脳の共通の宣言(ボゴール宣言)」が採択され、「先進エコノミーは2010年までに、途上エコノミーは2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する」という「ボゴール目標」を掲げた。2010年11月の横浜での第18回APEC首脳会議では、「横浜ビジョン〜ボゴール、そしてボゴールを超えて」が採択され、特に地域経済統合では、2010年のボゴール目標達成評価対象国・地域はFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)について、ASEAN+3、ASEAN+6、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)などの地域的な取り組みを基礎にさらに発展させていくことにより、包括的な自由貿易協定として追求し、その実現に向けて具体的な措置をとることが合

意された。P4協定は、こうしたアジア・太平洋を基盤にしたAPECの加盟国に対して門戸を開いていた。

そして2008年、この協定がAPECの加盟国と重なることに注目し、成長するアジアのマーケットの拡大を狙っていたアメリカのブッシュ大統領が加盟を表明し、次いでオーストラリア、ベトナム、ペルーが参加し、アメリカの参加とともに金融サービスの自由化と外国人投資保護が付加されている。続くオバマ大統領も雇用創出対策として輸出倍増（5年間）を掲げ、相手国の輸入障壁を撤廃できるTPPに高い関心を示していた。アメリカにとってのTPPの意義は、日本の高い農業関税を下げることができ、しかもアメリカの制度を環太平洋に普及・拡大させることがいっそう大きいからである。

ここに至ってアメリカのアジアにおける米中対立時代の中国封じ込め戦略、中国の台頭をけん制し、あわせてアメリカの言いなりの日本外交＝対米従属国家の深化という様相が鮮明になってくる。

最近の経済成長著しい中国は、国民間での格差拡大の矛盾をそらすためナショナリズムの色彩を強め、さらに軍事費を増強して政治的にコントロールが困難な事態に直面しており、領土問題に象徴されるように矛盾を国外に仕向けていく。東シナ海、南シナ海での対立が激化し、ベトナムとの摩擦、日本との尖閣列島など、小国が対中国との関係でアメリカに傾斜を強め、TPP参加が促進されている。もちろん、アメリカの東シナ海の経済的権益への参入もあり2005年、中国のASEANプラス3の自由貿易圏とアメリカのFTAAP（「親米経済圏」）の対立もあって、TPPはアメリカの中国封じ込め戦略の経済版という性格を有している。経済面でのアメリカの真の狙いは、アメリカ流の資本主義（新自由主義、市場原理市場主義）を世界中に押しつけ、各国の経済主権、規制の緩和・撤廃を行い、経済不況下で苦しむアメリカの多国籍企業を浮上させ、さらにあわせて中国も巻き込もうとするもの

であった。

従って、アメリカの最大の狙いは、非関税障壁、国家の規制の撤廃であり、加えて中国のAIIB（アジアインフラ投資銀行）等の動きを含めてアジアにおける「新たな覇権」をめぐる対立が深まっていく。現在の「米中貿易→経済対立」の前哨戦とも言えよう。結局のところ、アメリカの対日、対アジア戦略と関連した通商政策の在りように規定されている。世界においてアメリカが圧倒的地位にあった1960年代半ばまでは、GATTの原則である関税引き下げ、輸入の数量制限禁止、最恵国待遇などの貿易自由化措置を世界に広める。ところが、1960年代後半に民生品の国際競争力が低下し、国内経済の低迷とともにアメリカ国内での自由貿易体制に対する不満が出てきて、1969年日欧の対米鉄鋼自主規制、1971年の日米繊維協定を締結する。1971年にはアメリカの貿易収支の赤字転落（日本の黒字転換）、アメリカ議会は貿易収支の黒字国は市場閉鎖国＝不公正貿易国としてきた。1974年の通商法（301条）において、貿易相手国に通商協定違反行為、国際義務違反行為、アメリカの製品やサービスに対する内国民待遇や最恵国待遇を拒否する措置、知的財産権保護の拒否などの不公平行為がある場合、アメリカ政府は報復措置をとりうる権限と手続きを決めた。

1985年「プラザ合意（先進国間の為替調整、日本には内需拡大）」後、当時のレーガン大統領はアメリカ系企業の外国市場での権利を守るとし、USTR（アメリカ通商代表部）に日本、ブラジル、韓国の通商法301条調査を指示し、さらにはGATTの規約では除外されていた農業、サービス、外国直接投資、知的所有権の分野を含むGATTの新ラウンド（ウルグアイ・ラウンド）に入ることを明言する。

1988年には包括的通商競争力法を公布し、①アメリカの製品、サービス、直接投資に対する外国の障壁または通商歪曲行為を特定し、②それがアメリカ企業に与える影響を報告することを義務付け、悪質と指定された場合、相手国が3年以内に慣行の撤廃に応じなければ

ば報復措置を発効（スーパー301条）してきた。同法は1989年日本、ブラジル、インドを対象国と特定していたが、その後日本は対象除外となり、議会の反発を受けて、「日米構造協議」に舞台を移していく。

1989年より、アメリカと日本の間で、日本の経常収支の黒字を縮小させる方策を検討し、「最終報告書」では、日本の高い貯蓄率と地価、複雑な流通制度、系列取引などを問題視し、改善方策として、公共土木工事の拡大による内需拡大（1991年度から10年間の600兆円に及ぶ公共土木事業は財政赤字を加速化させた）、市街化区域農地の宅地並み課税、系列を取り締まる独占禁止法の運用強化など、日本の予算や制度に対する指示がなされた（＝内政干渉）。

1993年宮沢・クリントン会談合意「日米包括経済協議」では、知的所有権分野、政府調達（日本の公共事業に外国系企業を参入）、保険分野（入院保険などの分野で外国系企業がシェアを拡大するまで日本の企業は参入を控える）、金融サービス分野、投資・企業間関係分野、自動車・部品、携帯電話などの分野でアメリカの要求を認めた。

年次改革要望書でも対日要求はさらにエスカレートしていく。年次改革要望書（「日本における規制緩和・行政改革及び競争政策に関する日本政府に対する要望書」）が毎年出され、1997年独占禁止法改正・持株会社の解禁、1998年大規模小売店舗法廃止、大規模小売店舗立地法成立（2000年施行）、建築基準法改正、1999年労働者派遣法改正、人材派遣の自由化、2002年健康保険法における本人3割負担導入、2003年郵政事業庁廃止、日本郵政公社設立、2004年法科大学院の設置と司法試験制度変更、労働者派遣法改正（製造業への派遣の解禁）、2005年日本道路公団解散、分割民営化、新会社法成立などが含まれる。民主党政権では、2009、2010年に「要望書」は出なくなったが、2011年に「日米経済調和对話」と名前を変えて、情報通信技術、知的財産権、郵政、保険、透明性、運輸・流通、

エネルギー、農業関連分野、競争政策、医薬品・医療機器などの分野で要望が復活した。

1980年代後半から2000年代の日米通商交渉の内容をやや詳しくみてきたが、まさに「内政干渉（＝）主権国家の放棄」の具体的な現われであり、国民の利益を丸ごとアメリカに明け渡す「属国化」と言わざるを得ない状況をリアルに示している。

4. 日本のTPP参加と対米関係

1990年代の「冷戦体制の崩壊」以降、アメリカはNAFTA（1994年、北米自由貿易協定）の締結、それに中南米を含めたFTAA（米州自由貿易圏）構想を打ち出すが、南米の反米左派政権の誕生等で頓挫する。WTOのドーハ・ラウンドでも競争、投資、政府調達等を持ち込むが途上国の反発でこれまた頓挫する。次は中国など成長するアジアの取り込みにシフトし、アジア諸国とFTA交渉を始めるが、韓国のみ締結（米韓FTA 2006年2月交渉開始→2007年4月締結、その後追加交渉を経て2010年12月署名）して、他国とは至らず、さらにAPEC全体のFTAAP構想も頓挫してしまい、そこで目をつけたのが2006年発効した「P4協定」である。2009年11月、アメリカのオバマ大統領がTPPへの関与を表明したことにより、TPPは「小国のFTA」から「帝国のFTA」に変質をとげ、これを契機にわが国もTPPへと深く引き込まれていくことになった。

因みにわが国は2000年頃までは、自由貿易協定には消極的であり、1990年代前半のEU統合、NAFTAなどは「地域主義的な動き」として批判・牽制していたが、2000年以降EUが中東欧諸国、メキシコなどとFTAを結び、さらにWTOに加盟した中国もASEANとのFTA構想を打ち出すなどを背景に方針転換を余儀なくされた。2004年12月、経済連携促進閣僚会議は「今後の経済連携の推進に関する基本方針」を出し、そこではEPA（経済連携協定）について「東アジア共同体の構築を促進する等」、「東アジアを中心とした経済連携を推進するという我が国の方針」など、もっぱら東アジ

アにおける経済連携を全面に出している。具体的には「東アジアにおけるコミュニティ形成及び安定と繁栄に向けた取組みに資するかどうか」を相手国の決定の基準として真っ先に掲げている。次いで2010年11月に閣議決定された「包括的連携協定に関する基本方針」でも、「市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済関係を深化させ」、「日中韓FTA、東アジア自由貿易圏構想(FTATA)、東アジア包括的経済連携構想(CEPEA)」などを…可及的速やかに実現する」としている。

このように当初は東アジアを拠点とするFTA・EPAを想定し、その際アジアの締結国に対する農業などへの技術協力とともに、わが国の重要品目である米などは「センシティブ品目について配慮」するとしている。つまり東アジア諸国の農業協力の代わりに米などの関税撤廃は逃れるというものであった。2019年6月現在、アジアを中心に欧米諸国など21か国・地域と18のEPA(経済連携協定)が発効済ないし署名済である。

その後、わが国では2010年10月、当時の民主党政権の菅首相が国会での所信表明演説において「TPPに参加する」といった唐突な発言でTPPが世に知れることとなった。民主党が政権の座に着いた当時の鳩山首相は「東アジア共同体」を主張し、日米の安保体制をいわずに相対化していこうとし、沖縄の普天間基地を県外ないしは国外移転の言明もその現れであろう。

しかし、アジアへのシフトについてはアメリカ側の逆鱗に触れ、結局日米財界を基軸として、アメリカの財界がアメリカの通商代表部に働きかけTPP参加を決め、日本の財界もアメリカの通商戦略にのったほうが得策として、日本政府に働きかけた。こうした財界とアメリカのオバマ政権の要求に従って、民主党政権は大きな政策的転換を迫られた。

菅首相のもとで、2010年8月、第2回新成長戦略実現会議にて「米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成

長と反映を共有するための環境の整備にあたっては、EPA・FTAが重要である。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を視野に入れ、我が国の経済連携の基本方針を決定する」としたのである。翌月AP ECにおける菅首相挨拶では、「日本は今また、国を開きます。…日本の繁栄は世界、特に発展著しいアジア太平洋地域と共に成長の道を歩む、ということ抜きに考えられません。…日本政府は、我が国に特に大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携について、高いレベルの経済連携を目指していきます。また、TPPについては、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始します」。そして同じ時期の日米首脳会議にて菅首相は、「国を開くという決意の下、高いレベルの経済連携を進めつつ、農業や規制改革などの抜本的国内改革を推進したい」と発言している。

しかし、「3.11東日本大震災」発生によって、当初は「先送りは必至」とみられていた。だがしかし水面下では着々と進められ、菅首相から代わった野田総理の所信表明演説では、「TPPへの交渉参加についてしっかり議論し、できるだけ早期に結論を出します」、ホノルルAPEC首脳会合では、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることにいたしました」、そして12月の「日米首脳会議」では「TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入る」という発言にまで行き着いた。2012年にはベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、アメリカなどと協議に入り、さらにカナダ、メキシコも新規参加をしている。同年12月総選挙で民主党が敗れ、その選挙時には「TPP断固反対」を掲げた自民党の安倍政権が誕生するが、「日米共同声明」(ワシントン)では「聖域なき関税撤廃は前提ではない」と談話を出し、自民党TPP対策委員会は、「TPP対策に関する決議～農産物5品目など聖域は守る」としていた。

そして2011年3月15日、安倍総理記者会見の場で、「交渉に参加する決断をし、交渉参

加国に通知する」と打ち出したが、参加に至る諸条件については、その後4月12日の「日米事前協議」ですでに決まっていたのである。つまり、日本が交渉参加するための条件（「前払い」「頭金」「入場料」「手付金」等とも呼ばれる）は以下の通りである。

- ①牛肉の輸入規制緩和（20か月齢から30か月齢）
- ②自動車：PHP（輸入自動車特別取扱制度）2013年は1型式当たり2千台から5千台
- ③郵政（保険）は、国内で新商品の発売禁止（数年間）
- ④自動車関税は、実質的に10年超の関税維持を認めたが、本来は交渉で決めること（最後の交渉カードのはずであったが）
- ⑤農産物について、センシティブティの言葉があるが何も決まっていない（アメリカは、聖域化は無視、約束もしていない）
- ⑥非関税障壁を取っ払う（保険（郵政・共済）、透明性、投資、知的財産権、政府調達、競争政策、急送便（郵政）、SPS（食品添加物、農薬、ゼラチンなど、さらにこれ以外も追加できる）

最終的には12か国の加盟国だが、日米のGDP合計が全体の9割を占めていることから事実上の「日米FTA」と言われ、日本も輸出を伸ばしたい、アメリカも日本に輸出を伸ばしたい、こうなれば「日米貿易戦争」となる。しかし、貿易や経済のルールはアメリカ流であれば、負けることは必死であろう。アジアの成長を取り込むことは、まったくの「幻想」であり、中国も韓国も参加しないTPPでどのようにアジアの成長を取り込めるのか。財界の言い分で、「中国や韓国より先にTPPに入れば、ルール・メイキングが可能」としているが、有利なルール作りどころか、日本が交渉に参加した時には大半のルールが決められている。しかもルール・メイキングはアメリカ主導であり、そもそもわが国にルール・メイキングのための交渉力はあるとは思えない。

加えて重要なことは、交渉自体が徹底した秘密主義で国民への情報公開は全くなされな

いことである。2011年11月29日、ニュージーランド外務貿易省マーク・シンクレアTPP首席交渉官は「交渉文書、政府の提案、添付資料、交渉の内容に関連した電子メール、交渉場面で交換されるその他の情報を（協定の発効後）4年間秘密にすること」を合意したと公式サイトで明らかにした（他方で、「最終TPP文書は批准前の議会審査の時点で公的に利用される」ともある）。難航しているWTOの多国間交渉の情報漏れに対する反省があるようだ。

日米協議において、例えば自動車では日本車の輸出に関する関税は、①現行関税2.5%の自動車は、15年目から引き下げ、20年目で半減、25年目で撤廃、②現行関税25%のトラックは、29年間維持し、30年目で撤廃、③現行関税2.0%のバスは、10年目で撤廃とする。ただし、日本に協定違反があった場合、アメリカ側は関税引き下げまでの期間を先延ばし、あるいは引き下げた関税率を再び上げるペナルティを課すことができる。

さらに日米並行協議では驚くべき譲歩を行っており、日本農業への影響が計り知れない「非関税障壁」の撤廃こそがそもそもの狙いである。医療保険分野では皆保険を潰して「混合医療」へ、自由診療の高額医療費に対して外資系保険会社が大量流入（アメリカ→AIG、アメリカンファミリー、ジブラルタ、メットライフ、フランス→アクサ、アクサダイレクト、クレディ・アゴリコル、カーディフ、他にオランダ、ドイツ、スイス、イギリス、カナダ等もあり、とりわけアメリカの保険業界はアメリカ産業のなかでも重要な位置を占める。医療分野では、従来特許対象とならなかった診断方法・治療方法も対象となり、人間を①手術、②治療、③診断する方法の発明は「産業上の利用可能性」がないとして特許を受けることが出来ず（但し、医療機器、医薬品それ自体、医療材料の製造・処理方法、医療機器の作動方法は特許化可能）、医療の発展を阻害しかねない。後発医薬品（ジェネリック医薬品）の「医薬品データ保護条項の

導入」を行い、特許の有効期間（現在20年）に上乗せして「臨床試験データの独占権」を与える。また、アメリカは自らの製薬業界の代表を中医協の薬価専門部会の委員に選任する、ということもかねてから要望している（TPPでは「透明性」の議論）。さらに病院について、株式会社の導入も記載されている。

「非関税障壁」の撤廃は、結局のところ国内ルールの変更→国内法の改正→国家主権の侵害（ISDS条項も問題）に他ならない。トランプ大統領の登場によって、アメリカはTPPを離脱し、日米二国間交渉へと連なっていくが、TPPをめぐる日米交渉の内容がそのまま全面的に引き継がれていくというわが国にとって深刻かつ不幸な事態にさらに陥っていくことになる。

5. 自由化ドミノと追い詰められた農業・食料

TPP協定の国会論戦において、農業分野では「重要5品目」について、米（778%）、小麦（256%）、バター（360%）、粗糖（305%）などは確かに高関税であるが、日本農業、北海道農業の基幹作物（土地利用型農業）であり、だから日本政府は「聖域化～死守する」と強弁してきた。

そもそも1戸当たり耕地面積約2haのわが国に比し、アメリカ（200ha）やオーストラリア（3,400ha）などとは土地の賦存状況から見て対等の競争条件を欠いている。平均関税率をみても、非農産物の鉱工業品は、貿易加重平均（実行関税率）で日本1.2%、アメリカ4.7%、EU9.8%、豪州5.6%、中国4.0%、韓国3.3%（WTO資料 2010年より）である。これに対して農産物はアメリカ5.5%、日本1.7%、EU19.5%、韓国62.2%など、日本はアメリカに次いで関税率は低い（OEDE資料 1999年）。因みに、ニンジン、大根、トマト、キャベツ、レタスなどの野菜は3%程度である。わが国の農産物の関税は高いが如く喧伝されているが、米などの高関税である一部の農畜産物を除けば決して高い水準とは言えな

いのである。

関税撤廃によって海外から大量の農畜産物の流入は避けられないが、農産物の貿易構造の特徴からみて、また食料の安定供給という点からみても非常に危うい事態と言わなければならない。農水省資料より農産物の貿易割合をみれば、小麦（23%）、米（9%）、とうもろこし（13%）、大豆（39%）であり、自動車（49%）や原油（48%）に比べれば農産物は世界の生産量に対する貿易出回り量からみて「底の浅い市場」と言われる。豪雨や干ばつなどの天候異変や政情不安で国際市場への出回り量は大きく変動し、また価格も乱高下することも珍しくない。特定の国（日本や中国の穀物大量輸入など）が買い漁ると、途上国が入手困難となり食糧飢餓をもたらす（近年は自国の食糧確保優先で農産物の輸出禁止、数量規制の国が出現）。さらに穀物の輸出国の寡占率（農水省資料 2013年より）をみれば、小麦（アメリカ、EU、オーストラリア、カナダ、ロシアで71%）、米（インド、ベトナム、タイ、アメリカ、パキスタンで80%）、とうもろこし（ブラジル、アルゼンチン、アメリカ、ウクライナ、インドで86%）、大豆（ブラジル、アメリカ、アルゼンチン、パラグアイ、カナダで94%）などは特定の国に生産が集中しており、これらの国に輸入を依存することは極めてリスクなことである（不安定性と「支配」に導き、食糧安全保障上も問題である）。

ところで、当初の12か国で構成されるTPPは、2015年10月に妥結し、翌年2月に参加国は署名を行った。しかし、アメリカのトランプ大統領は2017年1月、就任とほぼ同時にTPP離脱を決定した。TPP発効には「参加国のGDP合計が85%以上を占める6か国以上の承認」が条件であったために発効は不可能となった。そこでアメリカを除く11か国でTPP11協定（包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ協定：CPTPP）を合意し、2018年3月署名、そして2018年12月30日に発効した。

一連の貿易交渉において農産物、特に米、

小麦・大麦、砂糖・でん粉、乳製品、牛肉・豚肉を「重要5品目」とし、国家決議でも関税撤廃の「除外」ないしは「再協議」という扱いであった。因みに当初のTPPにおける関税撤廃率は、以下の通りである。

TPPIによる関税撤廃率

	品目数	関税撤廃	関税撤廃率
全品目	9,018	8,575	95.1%
鉱工業品	6,690	6,690	100.0%
農林水産物	2,328	1,885	81.0%
うち重要5品目	586	175	29.7%
その他品目	1,742	1,711	98.2%

TPP交渉の参加に当たって、先述の通り国会決議では重要5品目の「除外・再協議」を求めたが、実に関税撤廃率が29.7%に及び、国会決議との整合性が問われる。また、米はアメリカに7万トン、オーストラリアに8,400トンのSBS（売買同時方式）方式の輸入枠を設定、TPP11ではオーストラリア向けが発効する（現状でも10万トンのSBS方式の枠があり、外食向けなど業務用米となっている）。牛肉は39.5%の関税について、発効と同時に27.5%、2019年4月に26.6%、その後25.8%、25.0%、24.1%、23.3%、22.5%、21.6%、20.8%、20.0%、18.1%、16.3%、14.5%、12.6%、10.8%、そして16年目の2033年4月に9.0%に引き下げる。加えて輸入牛肉の月齢規制の撤廃をこの5月に断行した。BSE（牛海綿状脳症）の発生により、当初20か月以下だが、TPP交渉参加の「入場料」として30か月以下に引き上げ、そして今回は撤廃という形でアメリカの圧力に屈している。

重要5品目の関税撤廃率は以下の通りであり、とりわけ牛肉は72.5%、豚肉67.5%と飛び抜けて高くなっている。確かに牛肉生産者は4万6千戸、豚肉生産者は4千戸余りに急減しており、カロリー自給率も牛肉で36%（飼料の輸入分を加味すると10%）、豚肉で48%

（同じく6%）と国内供給力が落ち込み、輸入食肉が国内市場を席卷しつつある。牛肉・豚肉生産者は数的にマイナーな位置に過ぎなくなり、農村部はしばしば保守政権の選挙基盤とも言われているが、その期待も消え去り、もはや急増する輸入食肉への依存を強めていこうとしているようにしか思えない。

重要5品目の関税撤廃率

	品目数	関税撤廃	関税撤廃率
米	58	15	25.9%
小麦	100	26	23.9%
砂糖・でん粉	131	32	24.4%
乳製品	188	31	16.5%
牛肉	51	37	72.5%
豚肉	49	33	67.3%

※主な品目は次の通りである。

- 米： ビーフン、朝食用シリアル小麦・大麦：パスタ、ビスケット、クッキー
- 砂糖・でん粉： キャラメル、メープルシロップ
- 乳製品： ホエイ、粉チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト
- 牛肉： 牛タン、内臓
- 豚肉： ハム、ベーコン、ソーセージ、内臓

結局、「TPP11は、TPP12以上に深刻、最悪」といわれる所以である。加えてTPP11による農産物の影響を政府は試算しているが、TPP12では生産額878～1,526億円減少するとし、TPP11はアメリカの影響はないので609～1,093億円と見積もっている。生産コスト低減、品質向上などが図られるため、TPP11が発効しても国内生産量や自給率は現行を維持するとしている。つまりは「対策を打つから影響はない」とのこと、これは影響試算ではなく、「政府の努力目標」でしかない。さらに試算対象は19品目の生産額6兆8,000億円であり、野菜などの1兆6,000億円程度は除外されている、という杜撰なものであり、カナダ政府が、

TPP11で対日輸出が全体で約1449億円、豚肉524億円、牛肉310億円が増加すると試算しているが、日本政府の減少額の試算の妥当性が厳しく問われよう。

そして2019年2月1日には日欧EPAが発効した。先にTPP11はTPP12より最悪としたが、日欧EPAは、このTPP11をいくつかの品目で越えているのである。

例えば、マカロニ・スパゲティについて、TPP11は「関税は9年目に現行30円/kgを12円」が日欧EPAでは「11年目に撤廃」、チーズについて、TPP11では対象外となったカマンベールなどのソフト系チーズが日欧EPAでは「無税枠(3.1万トン)の新設」、チョコレートについて、TPP11では「11年目に撤廃」であったが日欧EPAでは「無税枠(1.8万トン)の新設」、ワインではTPP11は「8年目に撤廃」が日欧EPAでは「発効時に撤廃」など、明らかにTPP越えの合意内容となっている。

データは割愛するが、発効後牛肉、豚肉、ワイン等の輸入がかつてない水準に膨れ上がっており、まさに、「自由化ドミノ」という事態を引き起こし、農業・食料をめぐる生産者のみならず、食の安心・安全にも関わって消費者サイドにも大きな問題を投げかけている。輸入食品の安全性についても詳述することはできないが、グリホサートの基準が大幅に緩和され、遺伝子組み換え食品の表示問題等々、「命の糧」そのものが損なわれることになろう。

6. 日米貿易協定とその帰趨

アメリカがTPPを離脱したTPP11は2017年12月30日に発効したが、この協定はアメリカの復帰の可能性を期してアメリカの最大の関心事である22項目(投資、急送便などのサービス貿易、政府調達、著作権や薬のデータ保護期間などの知的財産、医療品及び医療機器の透明性など、アメリカが強く出張してきた事項)を凍結までしている。そして日本政府は、アメリカのTPP11の復帰になんの根拠もなく固執し続け、日米二国間協議は行わない、日

米FTAはあり得ないと強弁してきた。しかし、アメリカの通商代表部は着々と日米交渉に向けた手続きを進めていた。2017年10月26日には、アメリカ通商代表部は「日米との通商交渉に関するパブリックコメント」の受付を開始し、日本との通商交渉に関する議会通告(開始の90日前という90日ルールに基づく)を行い、2018年12月15日を「交渉目的」の公開期限として、2019年1月14日以降には正式な交渉開始が可能となる、という状況であった。

振り返ってみれば、かつて自民党は下野したが、先にも触れたがTPP参加を表明した民主党政権下の2012年12月総選挙では「TPP断固反対、ウソつかない TPP断固反対ブレない」などと掲げ圧勝して政権の座に返り咲いた。しかしつかの間にアメリカの強いプレッシャーによってなりふり構わずTPPにのめり込んでいく。「TPP断固反対」とはいったい何であったのか。

今回も日米の二国間交渉についても、安倍首相は国会において「アメリカにTPP復帰を促す。日米FTAは断固やらない」としていた。日米FTA交渉はやらないとする日本政府の詭弁とは対照的にアメリカでは通商代表部は2018年12月21日に日米貿易協定交渉のための「交渉目的」を公表した。22項目におよび、「物品貿易」では、「米国の貿易収支を改善し、日本との貿易赤字を削減する」が真っ先にきており、トランプ政権の貿易交渉の重要な目的としてその後もしばしば出てくる。

「工業製品」ではアメリカの工業製品の輸出に際して、包括的な無関税市場アクセスの確保と輸出を抑制している非関税障壁の対処の規律、「農産物」では日本に対して関税の削減もしくは撤廃、アメリカの農産物を差別する非関税障壁を問題としている。このほか投資、知的財産、医薬品。医療機器の手続きの公正性、競争政策、労働、環境、政府調達、為替など広範囲を含んでいる。これらはTPP交渉過程におけるアメリカの主張でもあり、さらに毎年出されるアメリカの「外国貿易障

壁報告」で指摘されている事項とほとんどが重なっている（米国の『対日貿易交渉目的』の検討）『みずほりポート』2019年1月18日より）。先にやや詳しく日米通商交渉の歩みをみたが、日本市場をあらゆる分野でこじ開けようとするアメリカの意図がうかがえる。

アメリカの日本に対する攻勢が激化する中で、ついに2018年9月「日米共同声明」を発し、日米交渉の開始を宣言する。声明文ではアメリカの意向とは異なり、TAG（日米物品貿易協定）なる「造語」をひねり出し、国会答弁でも「あくまでもTAG」であり、日米FTAではないとする始末である。メディアをはじめ多方面から「日米FTA」だと指摘されているにも拘わらず、である。

この声明でも、「日米物品協定(TAG)について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で「早急に…交渉を開始する」としており、物品協定でないことは明白である。また、「農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること」としており、本来TPPを離脱したアメリカに対しては、TPPとは全く別の協定の交渉であり、ゼロベースで望むべきである。農林水産品に関しては「TPPが最大でそこまで譲歩する」といっているに等しく、牛肉などの関税でTPP11加盟国とは不利な条件を強いられているアメリカに対する「忖度」以外何ものでもないであろう。「アメリカ第一主義」でTPPを抜けたアメリカに対して、最初からアメリカにべったり寄り添う交渉姿勢をみせ、出すべきではない「カード」まで出しているのである。

このほかに「第三国の非市場国」である中国の排除条項（中国とはFTAなどを結んではダメである）まで入れている。わが国が日米二国間交渉に応じるよう、自動車への追加関税という「脅し」があったことも通商交渉として大きな問題である。交渉のテーブルにつかなければアメリカ通商拡大法232条を発動し「追加関税」をせまる、いわゆる「制裁交渉」とも言われ、わが国ではこれまで基本的

に応じることはなかったと言われており、前代未聞のことであろう。

結局のところ、TAGは国民を欺くもので、政府が否定し続けている「日米FTA」そのものであり、アメリカの政府やマスコミは「FTA」としている（USTRのライトハイザー代表も日米はフル（full）のFTAを目指すとしている）。農産物のみならず、交渉内容は「クルマか農産物か」の取引であり、アメリカが日本車の関税を25%引き上げた場合、日系企業の負担は1兆円（大和総研試算）、アメリカの対中関税引き上げに対抗して、中国は報復関税で大豆、豚肉、牛肉などを狙い撃ちしたが、その被害に対してトランプは1.3兆円の農業支援を表明している。1兆円に脅える日本、1.3兆円を支援するアメリカ、非常に対照的である。中国は輸入先を変え、アメリカの矛先は日本に向かう。交渉第一ラウンドの落ちは、またもや農業を犠牲にする。そして「円安での自動車輸出」という心臓の直撃を回避するために、つまるところ心臓（シンゾウ）を守るために胃袋（食料）を差し出すというのが今回の交渉である（田代洋一『農業協同組合新聞』2018年11月2日号）。

GATTの最恵国待遇の例外規定をFTAは認めているが、TAGなるものは国際法上違反事項となり、結局日本政府は「やっぱりFTAでした」としなければ、国際的に発効できない。トランプの5月合意に対して日本政府は「早期合意の前のめりになるアメリカ側をけん制して」、「日本側は、物品交渉は関税区分の細目（タリフライン）で全貿易品目9000品目以上の交渉が必要で時間がかかる」としている（事前の閣僚級協議、『日本農業新聞』2019年5月23日）。因みに日本の輸入タリフライン総数は9018、つまり全品目を俎上にあげる（交渉対象する）ことは、自らこの交渉がFTA交渉であることを「告白」している。

先述の通り、日本政府はTAGではなく、実質的にFTA交渉として臨んでいる。（物品のみならず、早くも「デジタル貿易」も交渉対象）。すでに自動車（関税を逃れるために

「数量規制」)、農産物(牛肉が表舞台にでているが、関税の撤廃、ないしは大幅な削減)について、おおよそのシナリオ(妥協点)は双方で詰めて合意していることは明白であろう。トランプはツイッターで、「TPPは私と全く関係ないない」、「アメリカはTPPに拘束されない(縛られない)」と言い放った。つまり、日本側が「TPP以上の譲歩はしない」とする根拠を決定的に失ったことを意味する。

ところで、この「日米貿易協定」について政府はしきりに「ウイン・ウインの関係」であることを強調しているが、果たしてそうであろうか。まずは、「関税撤廃率」について、日本政府は「米国は自動車・部品も関税撤廃を約束している。従って関税撤廃率は日本が84%、米国は92%(貿易額ベース)」を繰り返している。このアメリカの92%には自動車・部品の関税撤廃が入っているとのことであるが、9月25日の最終合意では、政府は「更なる交渉による関税撤廃」と発表している(その後10月18日の署名時には「関税撤廃に関してさらに交渉」に変わっている)。誰が読んでもアメリカの自動車・部品は関税を撤廃したと読めないであろう(国語力の問題?)。実はこれはアメリカ側の約束であり英文であって、日本政府は都合が悪いのか和訳はしていない。「撤廃していないのに撤廃したように表現する」ということである。アメリカの関税撤廃率について、実際は92%どころか50%程度に落ち込み、このことはWTO協定の「実質的にすべての貿易について関税を撤廃する」が90%以上としていることから「WTO違反」とされる所以である(作山巧『農業協同組合新聞』2019年10月25日号)。

また、朝日新聞は日米間の関税撤廃額の試算を公表した。アメリカ製品の関税撤廃額は1,039億円、日本がアメリカに輸出する日本製品の関税撤廃額は2,128億円と見積もり、ウイン・ウインどころか「倍くらいの日本の勝ちだ」と胸を張って喧伝している。しかし約束もされていない日本の自動車・部品の関税削減額は260億円にすぎない、としている。

日本政府の公表額2,218億円とは大きな開きがある(『朝日新聞』2019年11月17日)。つまり、政府は「アメリカの自動車関税撤廃は約束されたものだ」とするが、実際はそうではなく「更なる交渉(further negotiation)」の対象に過ぎないのである。

農産物についても、「日米共同声明」の3番目、「発効後、四か月以内に協議を終える意図であり」、その交渉は「関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である」と明記している。当時の茂木外相は「自動車の交渉が先延ばしされたから日本はそれを提起する」として、協定の発効後四か月後の追加交渉はあくまでも自動車だと白を切った。先の文面から農産物は対象外とは決して言えず、付属書の規定には「将来の交渉において…」とあるが、TPPは「発効から7年経ってから初めて見直す」に比べて4か月後という早期に、しかも日本に対して農産物の追加協議を要求することは必至で、それを禁止する規定もないのである(作山前掲誌)。今後の交渉において農産物をカードとして切ること、政府高官が「農産物というカードがないということはない」と公言していることから十分にあり得ることである。

アメリカ抜きのTPP11交渉であれば、本来アメリカ枠として約束した条項を見直すことが出来る(政府も協定6条にある見直し規定のもとでいずれ交渉するとしていたが、結局見直しを行っていない、する気すらないようだ)。乳製品の低関税枠7万トン枠は、オーストラリアとニュージーランドからのバターと脱脂粉乳の輸入増加で埋められ、これに日米交渉でアメリカからの輸入量が増えれば、TPP協定以上の輸入量となり、その打撃は計り知れない。

牛肉のセーフガード(緊急輸入規制措置)についても、TPP12の発効基準数量は61万トンであり、アメリカが抜けたTPP11で見直しを要求しなかったのもそのまま61万トンである。これにアメリカ向け数量が24万トン追加

される。加えてこのセーフガードが一度でも発動されれば、協議を始めて「発動基準を一層高いものに調整する」と交換公文に銘記されており、セーフガードが機能しないばかりか、際限のない牛肉輸入を認めたことになろう（しかも、低関税枠として）。そして、自動車と農産物のみならず、先述した日米交渉にあたり公表した22項目にわたる「対日貿易交渉目的」すべてについて、アメリカは仕掛けてくるに違いない。

農産物では今回見送られたコメ（アメリカのコメ主産地のカリフォルニア州はもともと民主党が強いだけでスルーしたとも言われている）、脱脂粉乳、バター等を交渉の俎上にあげることは必至である。トランプ大統領は、2020年の大統領選の勝利が優先事項であり、まさに形振り構わない「ディール(取引)」を振りかざしてきている。

今回の日米貿易協定には、「日米デジタル協定」も潜り込ませ、グーグルやアマゾンなどの巨大プラットフォームの営業の自由の確保を期したグローバル・ルール作りを狙いとしている。そして今回の交渉では「更なる交渉」を明記させ、今回はあくまでもミニFTAという第一ステージであり、次なるフルFTAを完成させていく第二ステージが待ち受けている。

先にも触れたが投資、知的財産、医薬品、医療機器の手続き、政府調達などあらゆる分野におよぶアメリカ主導の貿易協定の完成を目指している。さらに、わが国で言えばRCEP（東アジア地域包括的経済連携）、メルコスール（ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイからなる南米南部共同市場）に対して、日本の自動車業界の市場拡大要求を受けてEPA交渉を検討）の諸国は、牛肉、鶏肉、砂糖などの輸出大国であり、いっそうの輸入増が懸念される。（『日本農業新聞』2019年11月5日付）。こうしたメガFTA協定が進められるなかで、相手国の交渉において農産物が「交渉カード」として利用(犠牲)されることをなんとしても阻止しなければならないであ

ろう（田代洋一『農業協同組合新聞』2109年11月26日号）。

7. おわりに

アメリカにおける大統領選を前に、トランプは徹底したアンチ民主党のスタンスで(TPP交渉参加を表明したのはオバマ)、加えて1994年のNAFTA（北米自由貿易協定）のもとでアメリカ企業のメキシコ進出(産業空洞化)でアメリカ労働者の失業と賃金下落が深刻化し(ラストベルト問題)、アメリカ最大労組AFL-CIOはTPPに反対していた。さらにメキシコへのアメリカ農産物の大量輸出は多くのメキシコ農民を破産に追いやり、アメリカへの不法移民問題を引き起こした。トランプは就任初日からTPP離脱、NAFTA再交渉に動いたのである。問題は、単にトランプ政権の登場によってのみ惹き起こされたわけではない。自由貿易推進を旗印に掲げる「WTO体制」、そしてグローバル化がもたらしてきたことが底流にある。とりわけ2008年のリーマン・ショック以降、世界のモノ(財)の貿易は停滞、縮小傾向であり、世界の投資も同様に停滞、縮小局面にある。加えてWTOについても2001年開始のドーハ・ラウンドも先進国と途上国の対立が激化して機能不全に陥り、それを尻目に二国間FTAやメガFTAへとシフトしてきた。

自由貿易やグローバル化の恩恵を受けていない世界の人々、所得格差や地域経済の崩壊に苦しめられている世界の人々の「ノー」の声が高まってきた。イギリスのEU離脱、マレーシアのマハティール首相の当選、メキシコのロペス・オブラドールが初めて左派大統領として誕生、そして何よりもトランプの誕生自体が、格差貧困に苦しむ白人たち、ラストベルトに象徴される国内産業の空洞化と失業の急増等々、自由貿易とグローバル化に「ノー」を突き付ける国民を支持基盤としていた。もっともこうした動きには「揺れ戻し」もあって、ますます混とんとした事態は続いている。

アメリカ国内の種々の産業は依然として自由貿易推進派であり（だから日本に対してFT

Aで強く迫っている)、言い換えればアメリカ国内では自由貿易に批判的であることとトランプの保護主義を支持することは別であり、「自由貿易対保護主義」という対立構図で捉えることが出来ない。「自由貿易の矛盾と問題点は、すでに人々の生活の隅々まで浸透している。この事実を無視して自由貿易の拡大を目指すことは、各国の産業や国民生活にとって有害であるばかりか、世界経済を不安定化させてしまう危険性もある」(内田聖子「トランプの貿易戦争～最後の保護主義モンスター?」『世界』2018年10月号)。最近の「米中貿易戦争」について、中国の「中国製造2025」(2015年)発表を契機にIT分野(ハイテク・デジタル)、知的財産権をめぐる「技術覇権」争い、そしてアメリカの闇で暗躍・支配する「軍産複合体」の動きにも注視する必要がある。

改めてWTO体制の下でのFTAの位置付けも再考しなければならない。「FTA中心の貿易体制には限界がある」と指摘される松下満雄氏は次のように述べられる。「FTAはその本質上二国間、地域的、又は複数国間協定にとどまり、世界貿易全体をカバーする普遍的システムにはなり得ない」こと、「FTAが参加国の数が増えて規模が大きくなればなるほどそのFTAは『WTO化』」して、結局はとん挫を続けるWTOの二の舞になることである。さらに「現代は生産、流通、技術移転等の経営資源の面においてグローバル化が著しく進み、サプライチェーンが多国籍化」しており、企業の生産拠点国やサプライチェーンがFTAの枠内に収まり切れないケースも十分に予想され、そうなれば「FTAの枠組みを超えて多国籍化する生産システムとサプライチェーンとFTA間には不整合」が生じて、そのことが取引コストを増大させ、生産・流通の非効率をもたらすことになる。そして、「通商体制のブロック化は政治的対立に発展する可能性」も指摘され、GATTが第二次世界大戦の反省によって設立されたが、再びそうした不幸な事態の招来に警鐘を鳴らされている。松下氏は解決策

として「WTOによるFTAネットワーク構想」のもとにWTOの役割に期待されている(国際貿易投資研究所『季刊国際貿易と投資』2015年)。最近のWTOの紛争処理を行う司法機関である上級委員会(7名で構成され、任期は4年間)は2017年より欠員がでており、12月10日で2名の任期が切れて、これ以降1名になっている。案件審理には3名が必要だが、委員の不足で上級委員会は「機能停止」に陥っていると報じられている。アメリカは、上級委員会が国内法まで介入して「権限を越えている」として、委員の補充や再任を拒否続けていることによる(『日本経済新聞』2019年12月11日)。この上級委員会のことも含めて、WTOの在り方をめぐる国際的コンセンサスを議論する場が不可欠だが、先に述べたが2000年にわが国が行き過ぎた貿易至上主義を問題として提示した「日本提案」の理念に立ち返って、国際社会においてWTOの再生に関しわが国が積極的な役割を果たすべきであろう。もとより現政権に期待することは甚だ難しいことであり、そうした通商=外交交渉を可能とする政府と政策の選択いかんによるであろう。

こうした国際環境の下で国家主権の放棄が進むならば、わが国の貴重な、そしてかけがえのない農業・農村をメガFTAは根こそぎ崩壊させていくことになりかねない。最近の農協解体、価格政策における岩盤規制の撤廃、種子法廃止、漁業法改悪、水道(民営化)法、入管法など、経済界(経団連)、グローバル企業の利益優先という一部の富裕層への富の集中、さらには安倍政権の国会運営に象徴されるように、この国の民主主義の機能が著しく低下してきており、政治そのもののあり方が厳しく問われていると言わざるを得ない。

グローバル化への対抗軸として、最近のCOP25における気候変動と格差拡大を是正していこうとする世界の潮流とともに農業の在り方についても、国連総会決議に基づく「家族農業の10年」、そして2018年12月の国連総会で採択された「農民の権利宣言」に基づく新たな社会運動の胎動にも注目する必要がある

う。地球環境レベルから食と農にいたる持続可能性な発展を志向する「小規模・家族農業」の役割に期待が高まっている。これまで多くの農業経済学者は、いかに規模を拡大して生産物を多く収穫し、生産力や経済効率を高めるか、行政や農業団体も含めて経済性重視の大波に乗り、行きつく先は農業における企業の経営の実現であった（その矛盾は中小家畜などの工業的畜産に鋭く現れている）。この問題は、「あるべき論」といった規範論ではなく、現実に存在する広範な家族農業が将来の農業発展の方向を指し示し、地球環境、地域社会、食と農などをめぐる種々の問題を根本的に解決する合理的根拠があるということであろう。すなわち、農業こそが人間と自然の物質代謝を軸にエコロジー社会を実現すること、その際圧倒的多数を占める家族労働力を主体にした家族農業が合理的存在として再評価されている。

東海地域の農業においても中部圏の大消費地を控え、自然条件にも恵まれて、米、麦以外に多様な野菜、果実、花き、それに畜産などが展開して多彩な農業地帯を形成し、それだけ多くの可能性を持っているのである。法人経営などの先進的経営、直売所などを通じた消費者との結びつきと活発な交流活動、後継者不在農家や兼業農家の農地管理から農作業受託などを引き受ける集落営農が広範に展開している。その場合、担い手の基盤をなすのは基本的に家族農業である。逞しい農民群像を地域レベルで確かな存在として再確認し孤立させないことである。そして、困難な事態を打破するには、農の営みを地道に実践する、「どっこい生きている」逞しい農民群像に依拠するしかないであろう。

追記

多くの文献を参照したが、逐一引用文献を注記せず、その一部は本文中に記載した。特に最近公刊された作山巧『食と農の貿易ルール入門』（昭和堂 2019年）もご覧いただきたい。また、「家族農業」に関しては『季刊

地域』（農文協NO. 40 2020年）の「進む再小農化」の秋津元輝論文なども是非とも参照されたい。さらに「日米貿易協定」が2020年1月1日に発効するが、輸入攻勢は必至とみられ、この点は『日本農業新聞』12月31日付け「TPP発効1年 食肉、果実で輸入攻勢 日米控え警戒強まる」、『中日新聞』12月31日付け「日米貿易協定、元日発効 牛肉、ワイン値下がり、農家は競争激化」なども参照願いたい。

